

乗合タクシーの定期券料金を改定します

令和6年1月1日から、定期的に乗合タクシーを利用される方の負担を軽減するとともに、より多くの方にご利用いただくため、乗合タクシーの定期券料金を改定します。

1. 背景・目的

定期券利用者の負担を軽減し、更なる利用促進を図るため、乗合タクシーの定期券料金を、以下のとおり改定します。

2. 改定内容

	現行（R5年12月31日まで）	改定（令和6年1月1日から）
通常運賃	7,200円/月	<u>5,000円/月</u>
割引運賃※	3,600円/月	<u>2,500円/月</u>

※割引運賃の適用者は、次の（１）～（５）のいずれかに該当する方です。

- （１）身体障害者手帳（１種）所持者又は療育手帳所持者及び同乗するその介助者
- （２）身体障害者手帳（２種）所持者
- （３）精神障害者保健福祉手帳所持者
- （４）運転免許証返納者
- （５）中学生未満の者（運賃が無料となる小学生未満の者を除く。）

3. **対象路線**： 八代市内全ての乗合タクシー路線

4. **改定日**： 令和6年1月1日(月)

問合せ 企画政策課 企画係 担当:岩田・西田・瀬戸口
TEL 0965-33-4104